

第7期紀北地域障がい者福祉計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務委託名

第7期紀北地域障がい者福祉計画策定支援業務委託

2. 業務目的

本業務は障害者基本法及び関連する法令等に基づき、紀北地域における障がい者（障がい児を含む。以下同じ。）の状況等を的確に把握し、紀北地域が取り組むべき障がい者福祉施策の方向性等を定める「第7期紀北地域障がい者福祉計画」の策定を支援することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障がい者をめぐる施策動向、制度の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障がい者の現況動向及びサービスの利用状況等について、調査及び必要な資料収集を行い、整理分析を行う。また、全国事例に関しても随時情報として提供すること。

【主な調査項目】

- ①障がい者をめぐる施策動向
- ②人口の動向
- ③障がい者の現況動向の把握（障がい種別人数の動向）
- ④国の方針概要、社会経済的特性や福祉資源等の把握
- ⑤各種サービス利用実績（障がい種別・サービス別）

(2) 現行施策の検証及び課題の把握・分析

現行計画における関連分野の施策執行状況や今後の課題等を把握するため、関係団体等へ調査を行い、必要に応じて聞き取り調査を行う。あわせて、収集した情報に基づき施策の達成状況及び要因分析を行い、次期計画に向けて取り組むべき課題を整理する。

(3) 計画骨子案・素案の作成

現行計画の基本理念や施策体系を踏まえ、整理した課題に対応する次期計画の重点目標の設定及び重点的事業の検討を行い、計画の骨子案・素案を作成する。

(4) 障がい関連施策、福祉関連施策に係る先進事例の提供（関連例規整備情報提供含む）

- ①国・厚生労働省等による会議資料要約版の作成

今後の障がい福祉に関する国の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成すること。

②障がい福祉施策及び福祉関連に係る先進事例の提供

本計画では、全国の幅広い事例や同等規模の取組内容を参考とする場合があることから、全国都市の特色のある施策の事例提供を行うこと。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案について、尾鷲市及び紀北町がパブリックコメントを実施するにあたり、実施方針やとりまとめを行う。

(6) 紀北地域協議会の運営支援（3回程度）

計画内容を審議するために開催される紀北地域協議会の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(7) 計画本編及び概要版の作成

計画書及び概要版は、市民に分かりやすくまとめたものを提案し、印刷製本作業を行う。

5. 成果品

①計画書本編(A4版、100ページ程度、表紙・本文1色刷り)	400部
②計画書概要版(A4版、8ページ程度、フルカラー)	200部
③障がい関連施策及び福祉関連施策先進事例(情報提供含む。)(CD-R 1枚)	2部
④その他関係資料1式	(CD-R 1枚) 2部
⑤計画書及び概要版のデータ(PDF)	(CD-R 1枚) 2部

6. その他

- ①仕様書の定めのない事項や疑義が生じた事項については、必要に応じ協議して定めるものとする。
- ②当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示される等状況が変化した場合には、協議のうえ、本業務内容を変更することができる。
- ③紀北地域協議会への出席等による現地訪問は3回程度とする。
- ④本業務の成果品に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は、尾鷲市及び紀北町に帰属する。なお、受託者は、本業務の成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- ⑤契約保証金はなしとする。
- ⑥契約金の前払いはなしとする。
- ⑦契約金の支払は納品が完了し、請求書受理後1カ月以内に支払うものとする。

特記仕様書

- ・暴力団等不当介入に関する特記事項

- (1) 供給者は、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに注文者に報告すること。注文者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 供給者は、暴力団等により不当介入を受けたことから契約の履行に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、注文者と協議を行うこと。